月刊 厚生労働省 岐阜労働局

ぎふ労働局通信 2026 11

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク



最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

岐阜県 最低賃金

令和8年 10月1日から 時間額

昨年比 56UP円

1,121円

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。改めて取引慣行の見直しをお願いします。

STOP!「しわ寄せ」
特設サイト
（厚生労働省）



取引上必要な配慮については、以下の通り規定されています。

労働時間等設定改善法 第2条第4項

事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）2(4) 抜粋

事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

中小企業庁委託事業

取引かけこみ寺

企業間取引や中小受託取引適正化法(取適法)に詳しい相談員や弁護士が、取引上のお悩みに関する相談を受け付けています。秘密厳守で対応します。悩みが大きくなる前に、まずはご相談ください。

こんな悩みを抱えていたら、取引かけこみ寺へご相談を！

- ◆代金の未払い・支払遅延
- ◆買いたたき
- ◆代金の減額・値引き
- ◆価格交渉・一方的な代金決定
- ◆不当なやり直し
- ◆不当な受取拒否・返品
- ◆不当な経済上の利益提供
- ◆知的財産権の侵害

労働保険未手続事業一掃強化期間

労働保険は、労働者はもちろん、事業主にとっても万が一の備えとなる大切な制度です。常勤、パート、アルバイトなど、雇用形態に関わらず、雇用する労働者がいる場合には、必ず労働保険に加入しなければなりません。

成立手続きを行っていない場合、遡って保険料を徴収するほか、追徴金も発生します。また、労働災害が生じた場合には、労災保険給付額の全部または一部を徴収します。さらに各種助成金が受けられないなどの不利益が生じます。

速やかに所轄の労働基準監督署または公共職業安定所で、お手続きをお願いいたします。

岐阜労働局労働保険徴収室
TEL：058-245-8115

【過労死等防止啓発月間】過重労働解消キャンペーン

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患を指します。
厚生労働省は毎年11月を過労死等防止啓発月間と定め、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指す過重労働解消キャンペーンを実施しています。

◆労使の主体的な取り組みを促進します
◆労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問等を実施します
◆長時間労働が疑われる事業場等への重点監督を実施します
◆労働相談を実施します

11月1日～7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で労働条件に関するご相談をお受けします。各窓口は二次元コードからご確認いただけます。

11月7日(土)は特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施します。都道府県労働局の担当官が、過重労働をはじめとする労働条件全般のご相談に応じます。

過重労働相談ダイヤル　0120-794-713
令和8年11月7日(土)9時00分～17時00分

◆過重労働解消のためのセミナーを開催します

基本ルールや裁判例、企業の取り組み事例など、実務に役立つ知識に関するセミナーを、全国の会場またはオンラインで順次開催しています。二次元コードからご確認・ご予約いただけます。



〇過労死等防止対策推進シンポジウムの開催

期間中、全国で過労死等の現状や課題、防止対策について考えるシンポジウムを開催しています。開催地によって内容が異なります。詳細の確認・ご予約は二次元コードから。

【岐阜会場】長良川国際会議場　大会議室（岐阜市長良福光2695-2）
令和8年11月13日（金）13時30分~16時15分

オンライン開催「医療機関向け労務管理セミナー」

岐阜労働局委託事業「令和8年度医療労務管理支援事業」では、岐阜県と連携し、専門アドバイザーの個別訪問支援を中心に、県内の医療現場における労務管理上の様々なご相談を承っています。

本セミナーでは、法改正で対応が義務化された**カスタマーハラスメント対策について、事業で活躍するアドバイザーが医療現場の事例を踏まえてわかりやすく解説します。**その他支援事業・宿日直許可についてもご案内いたします。二次元コードから、またはFAXでお申し込みいただけます。ぜひご参加ください。

令和8年11月12日（木）
14時30分~15時30分（13時30分～入室開始）
オンライン開催（ZOOM）

セミナーに関するお問い合わせはこちら
医療労務管理支援事業事務局　TEL:052-211-2073
（受託者:株式会社 労働調査会　中部支社）

厚生労働省 **委託事業**

ぎふ働き方改革推進支援センター
フリーダイヤル：0120-226-311



2026年11月のオンラインセミナー

予約は二次元コードから。参加無料です。

11月　5日（木）～12月25日の施行に向けて～
「こども性暴力防止法」実務対応セミナー
11月13日（金）「選ばれる会社」をつくる　多様な働き方セミナー
11月16日（月）くるみん認定取得入門セミナー
子育てサポート企業として選ばれる企業へ
11月17日（火）運送業における労務管理と人材開発支援助成金
11月25日（水）外国人労働者受け入れに向けた企業準備ガイド